戦後日本の社会保障の流れ

091105nagatani

占領下の福祉	1945	・生活困窮者緊急生活援護要綱	
	1946	旧生活保護法	福祉三法 ○公的責任によるサービスの実施（占領軍指令）
	1947	児童福祉法	民間社会事業への補助の禁止→憲法 89 条「共同募金
	1949	身体障害者福祉法	○措置制度（**措置の委託**）**の創設**
	1950	生活保護法改正	○対象を、生活困窮者とする施策
	1951		○生活保護（現金給付）を除き、現物給付（収容保護）
		社会福祉事業法	社会福祉の基盤・基本的ルールを定める
昭和 30	1955	（**戦後福祉の枠組みの形成**）	
	1956		もはや戦後ではない」経済白書
高度経済成長期	1958		
昭和 35	1960	知的障害者福祉法 ＋福祉六法	○国民皆保険 皆年金の実現
	1963	老人福祉法	
	1964	母子及び寡婦福祉法	
昭和 48	1973	福祉元年（老人医療費無料化・5 万円年金等）	
		・第一次石油危機（中東戦争）	
		○在宅サービスの芽生え	
	1975		赤字国債の発行
	1979	・第二次石油危機（イラン革命）	
昭和 56 年	1981	土光臨調（行財政改革）	・制度の運営見直し
	1982	・**老人保健法（老人医療費無料化の廃止）**	○**国と地方の補助割合の見直し** 国負担 8 割→ 5 割
バブル期	1985	・プラザ合意（1 ドル 235 円→ 120 円）	都道府県
		検討会発作	区市町村
			負担　2 割→ 5 割）
		↓財源論としては第 2 臨時行革審の整理（国民負担最大時で 50 %以内）	
平成元年	1989	**・社会福祉三振議会企画合同分科会意見答申**	（措置制度からの転換を目指して）
		消費税３%創設＋ゴールドプラン	
平成 2 年	1990	**福祉八法改正　・在宅サービス重視、入所措置事務の団体事務化等、サービス普遍化**	
失われた 10 年		**・ 福祉計画に基づく基盤整備**	
	1992	・厚労省内部での制度改革検討→介護保険もその一部	
	1996	・「社会保障構造改革（中間のまとめ）」→介護保険創設を	
	1997	・「介護保険法」成立	嚆矢として「社会保障構造改革」
平成 12 年	2000	**○介護保険法施行　→*制度再編成のスタート***	
		・ サービスの提供主体の転換「行政から、多様な事業主体へ」	
		・ 措置制度の廃止	
		・ サービスの普遍化	
		・ 社会保障制度の再編成開始	
	2005	・高齢者虐待防止法	
平成 18 年	2006	**・改正介護保険法（介護予防・地域密着型サービス・地域包括支援センター等）**	
		・障害者自立支援制度　／**「今後の社会保障のあり方について」**	
	2007	・社会保障費・毎年 2200 億円の圧縮（小泉改革）	
	2008	老人保健法の廃止と、後期高齢者医療（保険）制度	
	2009		政権交代　／　制度の見直し
			再見直し期
平成 24 年	2012	**制度改正予定**	

戦後福祉の枠組

企業福祉・終身雇用等

見直し期・前期

見直し準備期

低福祉・低負担路線の選択

制度再編期